

五監公告第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成26年10月9日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象

さくら保育園、ひまわり保育園、かわひがし保育園、村松第3保育園

3. 監査の範囲

平成25年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

平成26年8月5日～平成26年10月7日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行い調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

特に指摘する事項なし

(2) 口頭意見

各園共通

備品は、五泉市財産事務規則第58条、第67条でその整理と現在高報告について規定されている。しかし、備品台帳と現在高報告が一致していないものや備品台帳の記載もれなどが一部見受けられた。保育園の管理、保育の充実のため購入した備品であることを認識し、適正な管理に努められたい。